

大阪市障がい者スポーツにかかる市長表彰基準

(趣旨)

- 1 大阪市表彰規則(昭和23年規則第139号)に基づき、パラリンピック競技大会及びデフリンピック競技大会その他これに類する国際大会(以下「パラリンピック競技大会等」という。)において優秀な成績を収め、大阪市の障がい者スポーツの振興に寄与した大阪市のゆかりの深い者に対しその功績を讃えるため、市長表彰を行うことがある。

(パラリンピック競技大会等成績優秀者表彰)

- 2 前項の表彰は、パラリンピック競技大会等に我が国の代表選手として出場し、第1位から第8位までに入賞し、大阪市の障がい者スポーツの振興に寄与した者のほか、市長が特別に必要と認めた者に対して行う。

(大阪市のゆかりの深い者)

- 3 第1項に規定する「大阪市のゆかりの深い者」とは、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 大阪市内に在住している者
 - (2) 大阪市内に勤務又は在学している者
 - (3) 大阪市内を主たる活動の基盤としている者
 - (4) 市長が特別の事由があると認める者

(その他)

- 4 この基準に定めるほか、表彰状の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成25年3月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和8年2月6日から適用する。